

一般社団法人国際箸学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人国際箸学会（英語名 International Institute of Hashi）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を埼玉県川口市に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 本会は、箸文化を学び、新しい箸文化を創り、箸を通じて世界中の人と共に喜

び、以て社会に貢献することを目的とする。

2 本会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 箸文化の研究
- (2) 箸文化の普及啓蒙
- (3) 箸に関する教育支援
- (4) 箸に関する産業支援
- (5) 箸を通じた国際交流
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

(公告の方法)

第4条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(入会)

第5条 本会の会員は、次の4種とする。

- (1) 運営会員 本会の目的に賛同し、本会の運営に携わる意思をもって入会した個人又は団体
- (2) 一般会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (4) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で、理事会で推薦され、総会において承認された者

2 前項の会員のうち運営会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

3 会員（名誉会員を除く。）となるには、本会所定の様式による申込みを行うものとし、運営会員については、理事会において入会の可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

（会費等）

第6条 会員（賛助会員及び名誉会員を除く。）は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（退会）

第7条 会員（名誉会員を除く。）は、本会所定の様式による退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

（除名）

第8条 運営会員が、次の各号の一に該当するときは、一般法人法第49条第2項に定める総会の決議によりその運営会員を除名することができる。

（1） 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。

（2） 運営会員としての義務に違反したとき。

（3） その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 運営会員以外の会員が前項各号の一に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

3 前2項の場合には、その会員に対し、総会又は理事会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

4 第1項又は第2項の規定により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

（会員の資格喪失）

第9条 会員（名誉会員を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

（1） 退会したとき。

（2） 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

（3） 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は団体が解散したとき。

（4） 2年間分以上会費を滞納したとき。

（5） 除名されたとき。

（6） 総運営会員の同意があったとき。

（権利の喪失）

第10条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費等は、これを返還しない。

（会員名簿）

第11条 本会は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての運営会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 運営会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においては、第15条第4項の書面又は電磁的記録に記載された総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第14条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総運営会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する運営会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の請求があったときは、その日から6週間以内の日を臨時総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。

4 会長が総会を招集するときは、日時、場所、目的及びその他法令で定める事項を記載した書面又は電磁的記録（電磁的記録をもって通知を行うことについて承諾を得た運営会員に対する場合に限る。）をもって、少なくとも開催日の7日前までに運営会員に通知しなければならない。

5 前項の場合において、定時総会の招集の通知に際しては、運営会員に対し、理事会の承認を受けた貸借対照表及び損益計算書、事業報告並びに監査報告を提供しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、運営会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総運営会員の議決権の過半数を有する運営会員が出席し、出席した運営会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第49条第2項の決議は、総運営会員の半数以上であって、総運営会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使等)

第19条 総会に出席できない運営会員は、他の運営会員を代理人として議決権を行使

することができる。この場合における前条の規定の適用については、その運営会員は

出席したものとみなす。

2 理事又は運営会員が総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について運営会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより、次の事項を内容とす

る議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならな

い。

(1) 日時及び場所

(2) 議事の経過の要領及びその結果

(3) 出席した理事及び監事の氏名

(4) その他法令で定められた事項

2 議長及び総会において議事録作成者として選任された理事2名以上は、前項の議事

録に署名又は記名押印する。

3 運営会員又は本会の債権者は、いつでも、第1項の議事録の閲覧又は謄写を請求することができる。

(総会規則)

第21条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める。

第4章 役員

(役員)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。

3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、本会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 会長は、毎事業年度ごとに、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 法令の定めるところにより、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。
- (6) 総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめるよう請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 第22条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総運営会員の半数以上であって、総運営会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第28条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議によって別に定める。

(取引の制限)

第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本会との取引

(3) 本会がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第30条 本会は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 前号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 代表理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の法令で定める重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 本会の業務の適正を確保するための体制の整備

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度4回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事が、会長に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求をしたとき。
- (3) 監事が、会長に対し、第25条第5号の規定に基づき招集の請求をしたとき。
- (4) その他法令によって招集が認められたとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 会長は、前条第3項第2号又は第3号による請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から14日以内の日を臨時理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも開催日の7日前までに理事及び監事に通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第24条第3項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

3 運営会員又は本会の債権者は、法令で定めるところにより、裁判所の許可を得て、第1項の議事録の閲覧又は謄写を請求することができる。

(理事会規則)

第39条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 会計

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか監査報告を、総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くとともに、定款及び会員名簿を、主たる事務所に備え置き、運営会員及び本会の債権者の閲覧に供するものとする。

(貸借対照表の公告)

第43条 前条第1項第3号の貸借対照表の内容である情報を、法令で定めるところにより、定時総会の終結の日から5年間、継続してインターネットにより提供しなければならない。

(会計原則)

第44条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(会計帳簿の作成及び保存)

第45条 本会は、法令で定めるところにより、正確な会計帳簿を作成する。

2 前項の会計帳簿及びその事業に関する重要な資料は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、備え置かなければならない。

(剰余金の不分配)

第46条 本会は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会における、総運営会員の半数以上であって、総運営会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、総会における、総運営会員の半数以上であって、総運営会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人のうち

ち本会と類似の事業を目的とする団体又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

第50条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任免し、職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第9章 法令の準拠等

(法令の準拠等)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

2 本定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

(施行)

第1条 この定款は、本会の設立の登記の日から施行する。

(最初の事業年度)

第2条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第3条 本会の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	田中治彦、田中賛造、滝澤進、 松村道子、齋藤眞澄、西山裕、 鈴木道子、吉村克巳
-------	---

設立時代表理事	小宮山 榮
---------	-------

設立時監事	富永昭雄
-------	------

	小宮山 啓
--	-------

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第4条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所	埼玉県蕨市中央 2 丁目 15 番 20 号
設立時社員	小宮山 榮
住 所	東京都豊島区駒込 4 丁目 3 番 20 号
設立時社員	田中 治彦
住 所	東京都板橋区高島平九丁目 37 番 3 号
設立時社員	田中 賛造
住 所	東京都世田谷区東玉川 1 丁目 22 番 23 号
設立時社員	滝澤 進
住 所	埼玉県川口市前川 1 丁目 14 番 18-202 号 エンゼル川口前川公園
設立時社員	松村 道子
住 所	さいたま市浦和区常盤 1 丁目 6 番 1-1103 号
設立時社員	齋藤 眞澄
住 所	東京都小金井市中町 3 丁目 12 番 21 号
設立時社員	西山 裕
住 所	さいたま市南区内谷 6 丁目 3 番 5 号 502
設立時社員	鈴木 道子
住 所	東京都豊島区北大塚 1 丁目 1 番 5 号
設立時社員	吉村 克巳
住 所	さいたま市中央区下落合 2 丁目 8 番 14 号
設立時社員	冨永 昭雄
住 所	埼玉県川口市上青木西 4 丁目 1 番 9 号
設立時社員	小宮山 哲

以上、一般社団法人国際箸学会設立のため、設立時社員小宮山榮外 10 名は、本定款を作成し、これに記名押印する。

平成 28 年 9 月 27 日

設立時社員	小宮山 榮	印
設立時社員	田中 治彦	印
設立時社員	田中 賛造	印
設立時社員	滝澤 進	印

設立時社員	松村道子	印
設立時社員	齋藤眞澄	印
設立時社員	西山裕	印
設立時社員	鈴木道子	印
設立時社員	吉村克巳	印
設立時社員	富永昭雄	印
設立時社員	小宮山哲	印